

盛岡市立月が丘小学校「いじめ防止基本方針」

—いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）—

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止に向けての基本的な考え方

いじめは、「どの学校・学級でも起こりうるもの」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全・安心に学校生活を送る中で様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で取り組まなければならない。

本校では、学校、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するためにいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの防止対策組織

（1） いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 学校いじめ対策組織の役割

ア いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割

イ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめに係る情報があったときには情報の迅速な共有及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

オ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

② 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、当該担任及び学年主任、学団長

特別支援教育コーディネーター、養護教諭

（必要に応じて本校スクールカウンセラー、または、中学校に在籍するスクールカウンセラー）

③ 活動

ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証修正等

イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

ウ いじめ防止に関する情報や問題行動等にかかわる情報の収集と記録

エ いじめ事案に対する対応に関すること

- ・ 事実関係の情報収集
- ・ 関係児童への聴取
- ・ 対応方針の決定
- ・ 指導や支援体制の構築

- ・ 保護者との連携

オ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する指導を行い、児童の理解を深めること

(2) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、児童の安全を確保し、詳細を確認した上で、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について日常的に注意深く観察していく。

3 いじめの早期発見の在り方

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 子どもどうしの関わり合いを大切にし、互いを認め合い共に成長していく学級づくりを進める。
QU（よりよい学校生活と友だちづくりのためのアンケート）を実施し、「学校生活意欲」「学級満足度」「ソーシャルスキル」に関する実態を把握し、学級経営の資料とする（6月）。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童が携帯電話、ゲーム機、SNS等、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。（「にこにこルール」を活用しての指導）

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ア 児童へのいじめの実態調査 年3回（6月：2年以上、11・2月：全児童）
- イ 保護者へのいじめ実態調査 年1回（11月：全保護者）

ウ 教育相談を通じた学級担任による児童からの個別面談 年3回（6・11・2月）

② いじめ相談体制

教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、このことを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

ア いじめ相談窓口（生徒指導）の設置

イ 定期的なアンケート及び事後指導の実施

ウ スクールカウンセラーの活用

エ にこにこポストの活用

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

4 いじめ発見・通報があった時の具体的な対応

（1） 素早い事実確認と報告・連絡・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、すみやかに組織的に対応する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、事実確認を行い、いじめた児童を適切に指導する。軽微な事案でも関係職員（主に生徒指導主事）へ連絡し、以後の見守りに活かす。
- ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を十分に配慮する。
- ④ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切な援助を求める。

（2） 発見・通報を受けての組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は個人で抱えこむことなく校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応を図る。その後、当該組織が中心となりすみやかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡し、事後の対応にあたる。

（3） 被害児童への対応及び保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分配慮するとともに、児童の個人情報やプライバシーにも配慮して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制の構築を図る。また、安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、よりよい環境

の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教職員経験者等外部の専門家の協力を得る。

(4) 加害児童及び保護者への対応

- ① 教育的な配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② 事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、再発防止を図る。また、迅速に加害児童の保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携をとれるように協力を求める。
- ③ いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な発達にも配慮する。また、いじめた児童の個人情報の取り扱い等には十分配慮して、以後の指導を行っていく。さらに、心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的な配慮のもと、特別の指導計画による指導の他、警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討する。なお、出席停止制度の活用については教育委員会と十分に協議しながら進める。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生時

重大事態が生じた場合は、すみやかに教育委員会に報告し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、【重大事態対応フロー図（※資料1）】に沿って対応する。

＜重大事態と想定されるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 一定期間連続して欠席している場合、または年間30日間欠席している場合

(2) いじめ防止対策委員会の設置

学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加える等して対応する。

(3) 情報提供

調査結果に対しては、被害児童、保護者に対して適切に情報提供する。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 取り組みの検証

取り組みは、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。

(2) 経営反省の実施

教職員による学校経営反省（年2回）及び保護者へのいじめ調査アンケート（年1回）を実施し、いじめ防止対策委員会で取り組みの検証を行う。

7 取り組みの年間計画

月	いじめ防止対策委員会の活動	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 P ↓	○「いじめ防止基本方針」の内容確認、周知 ○いじめ相談窓口の周知 ○「にこにこポスト」の活用（通年）	☆年度当初に「いじめ防止基本方針」の共通理解を図り、学年・学級経営の重点とする。 ○学級開き ○1年生を迎える会	○いじめ情報収集 ○「にこにこルール」	○授業参観 ○PTA総会：いじめ防止基本方針の説明 ○「月小のきまり」の配付
5 D ↓	※教育支援委員会		○各種健康診断による児童理解	○住所及び通学路確認 ○地域教育協議会 ○運動会
6 ↓	○巡回相談 ○Q・U 検査 ○アンケート及び教育相談	○ふれあい週間（異学年交流） ○情報モラル指導	○学校生活・いじめアンケート：2年生以上 ○個別面談	
7 C ↓	○全教職員による学校経営反省→検証	☆1学期の取り組みを振り返る。 ☆2学期の取り組みを確認する。		○個人面談 ○夏休みのきまり
8 A ↓	※教育支援委員会		○「にこにこルール」	
9 P	○個別の支援計画作成	○道徳授業公開講座 ○情報モラル教育 ○みたち支援学校との交流（3年生）	○心とからだの健康観察（復興関係）	○地域教育協議会
10 D				
11 ↓	○アンケート及び教育相談		○学校生活・いじめアンケート：児童・保護者 ○個別面談	○民生児童委員等との連絡会 ○学校評価
12 C	○全教職員による学校経営反省→検証 ※教育支援委員会	☆2学期の取り組みを振り返る。 ☆3学期の取り組みを確認する。		○個人面談 ○冬休みのきまり
1 A ↓	○現職研修（ケーススタディ）		○「にこにこルール」	
2 ↓	○アンケート及び教育相談	○6年生を送る会	○学校生活・いじめアンケート：児童 ○個別面談	○地域教育協議会
3 P	○学校評価の結果の検証と基本方針の見直し	○卒業式		○春休みのきまり

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力